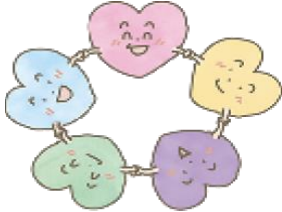




多摩辺

学 校 だ よ り
昭島市立多摩辺中学校
校 長 堀 田 典 子
令 和 7 年 6 月 9 日



ふれあい月間 ～温かな人間関係の構築を～

校 長 堀 田 典 子

5月30日（土）に予定していた運動会は、雨天のため6月4日（水）に延期となりましたが、平日にも関わらず、多くの保護者・地域の皆様にご来校いただきました。長い練習期間ではありましたが、お子様を温かく見守っていただき、当日も頑張る姿に大きな声援を届けてくださり、本当にありがとうございました。そしてPTA事務局をはじめ、ボランティアの保護者の皆様にも受付や巡回等、行事の運営にご協力をいただきましたことを改めて感謝申し上げます。

さて、今年の運動会も、招集場所で円陣を組んで気合を入れるクラスや結果発表を聞いて、飛び跳ねて喜ぶ姿等、勝負にこだわりつつも、笑顔が溢れ、行事を楽しんでいる様子がたくさん見られました。また、最後にゴールするランナーを拍手で迎えたり、同じクラスではなくても選手の名前を呼んで応援したり、選手に対する尊敬や賞賛を感じる素晴らしい場面も見られました。運動会がきっかけとなり、さらに友情の輪が広がっていくこと、お互いを尊重し、他者を思いやることのできる集団へと成長していくことを願っています。

話は変わりますが、東京都では毎年6月、11月をふれあい（いじめ防止強化）月間として、いじめや不登校、暴力などの問題行動の未然防止、子供たちの健全育成を目指した取り組みを行っています。

本校では6月、11月、さらに2月を加えた年3回、「いじめアンケート」を実施している他、生徒会本部を中心に各専門委員会でも「ふれあい月間」にふさわしい取り組みを考え、今後、実施していく予定です。また、教職員もいじめの定義を正しく理解し、未然防止・早期発見・早期対応に努め、道徳の授業や学級活動と様々な場面で心の教育の充実に推進しています。また、「磨こう 言葉の力」をスローガンに教職員・生徒を含め「勇気づけ言葉」の励行にも努めています。優しく穏やかな会話、温かな人間関係の構築を目指して、誰もが安心して笑顔で生活できる学校にしていきたいと思います。

『いじめ』の定義 文部科学省ホームページ 平成25年6月いじめ防止対策推進法より抜粋

「この法律において『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」